

防衛医科大学校オープンアクセスポリシー

令和8年1月27日
防衛医科大学校長

(趣旨)

- 1 防衛医科大学校(以下「本校」という。)に在学する教職員や学生(以下「教職員等」という。)によって得られた研究成果を広く公開することにより、社会に対する説明責任を果たす。また、学術研究のさらなる発展に寄与し、国民の安全と平和に貢献するため、オープンアクセスに関するポリシーを以下のように定めるものとする。

(研究成果公開の権限)

- 2 本校は、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌に掲載された教職員等の研究成果を、防衛医科大学校リポジトリ等によって、国民の誰もがアクセスできるよう公開する。ただし、研究成果の著作権は本校に移転しないものとする。

(適用の例外)

- 3 著作権その他の理由により、公開することが不適切であると本校が判断した場合には、本ポリシーを適用しない。

(適用の不適及)

- 4 本ポリシー施行以前に出版された研究成果や、相反する契約を締結した研究成果は、本ポリシーは適用されない。

(防衛医科大学校リポジトリの運用)

- 5 防衛医科大学校リポジトリへの登録・公開等に関する事項は、「防衛医科大学校リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、本校におけるオープンアクセスに関して必要な事項は、関係者間で協議する。

附 則

このポリシーは、令和8年1月27日から施行する。